

# 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援

現在実施中の支援策の一部を紹介します。  
詳細や、その他の支援策は市ホームページや  
過去の広報とよなかをご覧ください。

※過去にお知らせした事業にはすでに終了しているものもあります



市ホームページはこちら

## 【 市民向け 】

### 子育て世帯への臨時特別給付金

主たる生計維持者の所得が児童手当受給水準以下であり、0歳～18歳の児童を養育する子育て世帯に、児童1人当たり10万円を支給(申請不要世帯には支給済み)。また、DV・離婚などやむを得ない事情により同給付金を受給できなかった世帯を対象とした支援給付金制度があります。詳しくは子育て給付課にご相談ください

**【支援給付金制度の対象】**DV・離婚など(客観的資料で確認できる離婚調停中や海外からの帰国も含む)により養育者が同給付金を受給できていない世帯で、主たる養育者が①②のいずれかに該当する世帯。①：令和3年9月分の児童手当受給者ではなかったが、2月28日(月)までに児童手当の受給者変更手続きが完了し、受給者となった者／②：令和3年9月30日時点では高校生などの主たる養育者ではなかったが、2月28日(月)までに高校生などの主たる養育者となった者(※いずれも所得が児童手当の特例給付水準である場合や元配偶者などから同給付金相当額を受け取っている場合は除く)

**【申請締切日】** 3月31日(木)(必着)：16歳～18歳の児童のみを養育している世帯や主たる生計維持者が公務員の世帯ほか

4月30日(土)(当日消印有効)：令和3年9月1日以降に生まれた児童がいる世帯(当該児童分のみ対象)、支援給付金対象世帯  
☎ 子育て給付課 ☎6858-2269

### 生活困窮者自立支援金

緊急小口資金などの特例貸付の限度額に達している世帯に対して、就労による自立を図るため支援金(単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円(いずれも月額))を3カ月支給。収入、資産および求職活動(生活保護申請を行う場合は除く)など要件あり。なお、3月までに初回申請分(3カ月)の給付が終了した人は、再支給(3カ月)を申請できます

**【対象】**①：総合支援資金の再貸付を借り終わった、または3月に借り終わる世帯／②：再貸付が不承認となった世帯／③：社会福祉協議会に再貸付を相談したが、申し込みに至らなかった世帯(下記コールセンターに問い合わせてください)／④：緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付を借り終わった、または3月までに借り終わる世帯(①②③の該当世帯、総合支援資金の再貸付を利用中または申請中の世帯を除く)

**【申請期間】** (初回・再支給いずれも)3月31日(木)まで(当日消印有効)

☎ 生活困窮者自立支援金事務局コールセンター ☎6842-7255

### 妊婦の災害時一時避難宿泊費助成

風水害により市が避難所を開設または避難情報を発令した場合に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに住民登録がある妊婦が、市および近隣自治体にある対象宿泊施設に避難する費用(上限：妊婦1人当たり一泊7,000円)を助成

**【実施期間】** 3月31日(木)まで

☎ 母子保健課 ☎6858-2800

## 【 市民向け 】

### 妊産婦等へのタクシー利用支援事業

妊産婦などが通院などの外出に利用できるタクシー共通乗車券1万円分を支給。申請書は中部・庄内・千里の各保健センターで、母子健康手帳・妊婦健康診査受診券と同時に配布

**【配布期間】 3月31日(木)まで**

☎ 交通政策課 ☎6858-3049

### 国民健康保険・介護保険・ 後期高齢者医療制度の保険料減免

同感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯や重篤な傷病を負った世帯、収入減少した世帯などは、保険料を減免できる場合があります

**【申請期限】 3月31日(木)**

☎ 保険資格課 ☎6858-2300

### 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象世帯(①：基準日(令和3年12月10日)時点で令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯／②：同感染症の影響で①の世帯と同程度の水準まで収入が減少している世帯)に、1世帯当たり10万円を支給。申請受け付け後、順次指定口座に振り込み

**【申請方法】**①：対象世帯には支給要件確認書を送付済み。4月28日(木)(必着)までに必要書類を返送／②：市役所や公民館などにある申請書(市ホームページからもダウンロード可)と必要書類を9月30日(金)(必着)までに郵送

☎ 臨時特別給付金コールセンター ☎4866-5157

### 保育施設等利用子育て世帯への副食費補助金

収入の減少など困難な生活を余儀なくされている保育施設などの利用世帯のうち、次の対象①②のいずれかに該当する世帯に対して、令和3年度分の副食費相当額(月額最大4,500円・最長12カ月分)を給付

**【対象】**認可施設(3～5歳児クラス)および認可外施設(就学前児童)において副食費を負担している子どもがいる世帯のうち

①：保育料第4階層以下(令和3年度市民税所得割額97,000円未満)の世帯／②：令和3年4月以降に家計収入が①の基準程度まで減少した世帯 ※いずれも副食費免除世帯を除く

☎ 子育て給付課 ☎6858-2253

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金

給与の支払いを受けている加入者が、同感染症に感染または感染が疑われることによる療養のため、給与などの支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給

☎ 保険給付課 ☎6152-5123

### 不安を抱える妊婦への<sup>ぶんべん</sup>分娩前ウイルス検査

うつ状態にあるなど強い不安を抱えている、もしくは基礎疾患を有する妊婦が、分娩前にPCRなどのウイルス検査を受けるための費用(上限：妊婦1人当たり2万円 ※1回限り)を助成。検査の際は必ずかかりつけ産科医にご相談ください

☎ 母子保健課 ☎6858-2800

### 住居確保給付金

離職や廃業、やむを得ない休業などで収入を得る機会が減少し、住居を失う恐れがある際に就職活動をするなど一定の要件を満たした場合、家賃相当額を家主に支給

☎ 暮らし再建パーソナルサポートセンター ☎6858-5075

### 就職面接用スーツ等 の貸し出し

同感染症により就労の場を失うなど日常生活に困難や課題を抱える人に、就職面接用のスーツや靴・バッグなどを無料貸出

☎ とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ ☎6844-9772(月曜・火曜日、木曜～日曜日(祝・休日含む))

市内の新型コロナウイルス感染症の発生状況や新たな支援策は、SNSでも情報を発信しています



LINE ID:  
@toyonakacity



ユーザー名:  
@toyonaka\_kouhou



ページ名: 豊中市役所

## 【 事業者向け 】

### 介護事業所負担の PCR検査等に係る補助金

介護老人福祉施設の新規利用者などを対象としたPCR検査などの費用を事業所が負担する場合に補助金(上限：1人1検査につき1万円)を支給

☎長寿社会政策課 ☎6858-2838

### 福祉サービス継続を目的とした 地域人材活用支援金

福祉サービス事業所で、従業員を新規雇用した場合に、その報酬や実費経費、介護資格取得のための研修費用に対する支援金を支給

☎長寿社会政策課 ☎6858-2837、障害福祉課 ☎6858-3282

### 事業復活支援金

同感染症の影響を受け、売上が減少した事業者に支援金(上限：個人事業主50万円・法人250万円)を支給。手続きなど詳細は事業復活支援金事務局ホームページを参照

☎ 事務局 ☎0120-789-140

### 展示会等出展支援補助金

市内事業者が製品や技術を紹介する展示会や見本市などへ出展する費用(上限：10万円)を補助

**【申込締切日】3月11日(金)(当日消印有効)**

☎ 産業振興課 ☎6858-2187

## 【 各種相談窓口 】

※記載のない場合は祝・休日を除く  
※おかけ間違いのないよう、ご注意ください

### 感染予防に関することや 症状が見られる場合の相談

#### ■ 豊中市新型コロナウイルス感染症コールセンター

☎月曜～金曜日 9時～17時15分

☎6151-2603 ☎6152-7328

※上記の受付時間外および祝・休日は☎050-3531-0361

#### ■ 府民向け相談窓口

☎月曜～日曜日(祝・休日含む) 9時～18時

☎6944-8197

#### ■ 厚生労働省電話相談窓口

☎月曜～日曜日(祝・休日含む) 9時～21時

☎0120-565653

#### 次のいずれかの症状がある人はすぐにご相談ください

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状がある
- 重症化しやすい人(高齢者や基礎疾患がある人など)で気になる症状がある
- 上記以外の人でも発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

### こころの健康相談

#### ■ コロナこころのケアダイヤルとよなか

☎月曜～金曜日 10時～17時

☎0800-200-8740

### 生活上の支援を希望する場合の相談

#### ■ コロナ生活相談窓口

☎月曜～金曜日 9時～17時

☎6858-5063

### 経済的な理由で生理用品を 購入できない女性の相談

#### ■ 生理用品の購入が困難な女性の窓口

☎月曜・火曜日、木曜～日曜日(祝・休日含む) 10時～17時

☎とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ(玉井町)

☎6844-9772

このほか、34・35 ページに相談の窓口を掲載しています